

第2部（自然科学部門）

- 第4分科（理学） 3名以内
- 第5分科（工学） 3名以内
- 第7分科（医学・薬学・歯学） 5名以内
- 計 15名以内

- 2. 書類の提出期間 平成31年1月15日から2月28日まで（消印有効）
- 3. 書類の送付先 〒110-0007 東京都台東区上野公園7-32 日本学士院
- 4. 必要書類
  - (1) 推薦書（別記様式）
  - (2) 履歴（学歴、職歴、賞罰等について概要を記載する。）
  - (3) 主要な学術上の業績（その大要を記載する。）
  - (4) 主要な著書及び論文の目録（簡単な解説を附する。）
- 5. その他 日本学士院ホームページ <http://www.japan-acad.go.jp/>

別記様式

日本学士院会員候補者推薦書

- 1. 被推薦者氏名
- 1. 本籍 都道府県名のみ記す。
- 1. 住所 〒
- 1. 生年月日
- 1. 現職（若しくは最終の職）
- 1. 専攻学科目
- 1. 所属すべき分科の指定

右何 某 氏を学術上功績顕著な科学者と認め日本学士院会員候補者に推薦します。

平成 年 月 日

(推薦者が学術団体である場合)

推 薦 者  
 学術団体名及び所在地  
 右代表者  
 氏 名 自 署 (団体における地位、役名等頭書)  
 住 所  
 日本学士院長 塩野 宏 殿

(推薦者が日本学士院会員である場合)

推 薦 者  
 日本学士院会員（第○部第○分科所属）  
 氏 名 自 署  
 住 所  
 日本学士院長 塩野 宏 殿

(推薦者が日本学術会議会員である場合)

推 薦 者  
 日本学術会議会員（第○部所属）  
 氏 名 自 署  
 住 所  
 日本学士院長 塩野 宏 殿

日本学士院会員選定規則（抄）

(候補者の推薦)

第3条 日本学士院会員候補者の推薦をなし得る者は次のとおりとする。

- (1) 学術機関（大学の各学部及び研究所を含む。）及び学会（学術機関及び学会を以下「学術団体」という。）
- (2) 日本学士院会員
- (3) 日本学術会議会員
- 2 前項の推薦資格者は、各学術団体又は各個人ごとに候補者1名を推薦することができる。
- 3 日本学士院会員と日本学術会議会員との2つの資格を有する者が候補者を推薦する場合には、日本学士院会員の資格をもってこれを行うものとする。
- 4 日本学士院会員は、その所属する分科の候補者に限り推薦することができる。
- 5 日本学術会議会員は、その所属する部に相当する分科の候補者に限り推薦することができる。
- 6 推薦者は、次の事項を記載した推薦書を、日本学士院長に提出しなければならない。
  - (1) 被推薦者の氏名、本籍（都道府県名のみ記す。）及び住所
  - (2) 所属すべき分科
  - (3) 履歴（概要でよい。）
  - (4) 主要な学術上の業績（その大要を記載する。）
  - (5) 主要な著書及び論文の目録（簡単な解説を附する。）
- 7 推薦書は、別記の書式により、推薦者（学術団体の場合にはその代表者とし、その代表者の団体における地位、役名等を記す。）の署名を必要とする。
- 8 推薦には本人の承諾を必要としない。但し、本人はこれを辞退することができる。
- 9 推薦書は、あらかじめ公示された提出期間内に、日本学士院事務室あてに送付しなければならない。
- 10 郵送による推薦書が期間経過後に到達したときは、郵便官署の日附印により、期間内の発信を確認し得る場合に限り、期間内に提出されたものとみなす。
- 11 推薦書が期間経過後に提出された場合には、これを受理しない。推薦書がいちじるしく要件を欠くときも同様である。
- 12 提出した推薦書に不備があるときは、推薦者はこれを補正しなければならない。
- 13 選考委員会が、補正を条件として推薦書を受理した場合において、委員会の定める期間内に補正しないときは、その受理を無効とする。

(被推薦者)

第4条 推薦される候補者は、学術上功績顕著な科学者でなければならない。その資格の判定は選考委員会の審査による。

国土調査法に基づき国土調査一回の効果があるものとしての指定の公告

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第五項の規定に基づき、次の地図及び簿冊を同条第二項の規定により認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして平成三十年十二月二十五日付で指定したので、国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）第二十條の規定に基づき公告する。

平成三十一年一月十一日

国土交通大臣 石井 啓一